赤井川村障がい者計画・

第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画（案）

に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について

　赤井川村では、障がいのある人々が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできるむらづくりを目指して障がい者施策を総合的に推進するため、計画の策定を行っています。

この度、計画期間の終了に伴い改定を実施し、素案がまとまりましたので、この素案に対する意見を村民の皆様から募集いたします。

１．赤井川村障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画

国は、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すため、その実現に向けた取り組みを実施することを基本理念としています。

赤井川村においても、すべての障がい者の自立と社会参加の実現を推進し、上位計画である赤井川村総合計画に掲げる「健やかで安心して暮らせるあかいがわ」の実現のため、５つの基本視点と主要な事業取組の整備目標と確保策を示すものです。

２．意見募集する計画案

　「赤井川村障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」

　　計画期間：令和６(2024)年度～令和８(2026)年度

３．意見募集期間

　令和６年２月２８日（水）から令和６年３月１３日（水）午後５時まで

４．意見の提出ができる方

　計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、次の方に限らせていただきます。

　①村内に住所を有する方

　②村内に通勤されている方

　③村内に事務所又は事業所を有する個人、法人等

　④村内で活動されている各種団体

５．計画素案の閲覧

　①赤井川村健康支援センター 保健福祉課 福祉係 窓口

②赤井川村ホームページ掲載

６．意見提出の方法

　別紙様式により、次のいずれかの方法により提出願います。

様式は、赤井川村健康支援センター保健福祉課 福祉係窓口、または赤井川村ホームページよりダウンロードしてください。

（１）赤井川村役場保健福祉課へ、直接または郵送により提出

（２）FAXによる提出：FAX 0135-35-2051

（３）電子メールによる提出：hokenfukushika2◆vill.akaigawa.lg.jp

(「◆」を「@」に変換願います。)

※計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、責任ある立場で

ご意見を提出いただく必要があるため、匿名でのご意見は、パブリックコメ

ントとしてお受けすることはできません。

７．意見概要の公表

　皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、意見概要としてまとめ、本村の考え方とともに後日ホームページで公表しますので、個々のご意見に対する直接の回答はいたしません。

※ご意見以外の内容（住所・氏名等）は、公表されることがありません。